

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七（略）</p> <p>一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）―</p> <p>三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十（略）</p> <p>二 一の五（略）</p> <p>六の六（略）</p> <p>六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の八（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>一の八 O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド五%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の九（略）</p> <p>二 一の五（略）</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p>

六の九〇六の十五 (略)

七〇十の二 (略)

十の三 (略)

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十の五 (略)

十一〇十九の三 (略)

十九の四 (略)

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

十九の七 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 (略)

二十三 (略)

二十三の二 (略)

六の八〇六の十四 (略)

七〇十の二 (略)

十の三一・三―ジクロロプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤

(新設)

十の四 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノ(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノ五〇%以下を含有するものを除く。

十一〇十九の三 (略)

十九の四 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五%以下を含有するものを除く。

(新設)

十九の五 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

(新設)

二十二の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチル

Ⅱホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 (略)

二十三の二 ヒドラジン

二十三の三 二―ヒドロキシエチル〓アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四 二―ヒドロキシプロピル〓アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の五 (略)

二十四〓三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〓四の三 (略)

四の四 (略)

四の五 N―(二―アミノエチル)エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

四の六 (略)

四の七・四の八 (略)

(新設)

(新設)

二十三の三 ブチル〓二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル〓N・N'―ジメチル―N・N'―チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル〓二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル〓N・N'―ジメチル―N・N'―チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。

二十四〓三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〓四の三 (略)

四の四 N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール〇%以下を含有するものを除く。

(新設)

四の五 L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィンノイル)ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィンノイル)ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の六・四の七 (略)

五ノ十の三 (略)

十一 (略)

十一の二 エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

十一の三 (略)

十一の四 (略)

十二ノ三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) | 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四―シアノ―二―メ

チル―六―(メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル」メチル―一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤

(33) | (略)

(80) |(34) | (79) | (略)

五ノ十の三 (略)

十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

(新設)

十一の二 O―エチル―O―(二―イソプロポキシカルボニルフ

エニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフ

エンホス) 5%以下を含有する製剤

十一の三 (略)

十二ノ三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(31)(1) (略)

(32) | 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル(プロ―二―イン―一―イル)アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤

(新設)

(32) | (E)―「(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一

・三―ジチオラン―二―イリデン」(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(79) |(33) | (78) | (略)

α―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル||三

(81) | 四―(シアノメチル)―二―イソプロピル―五・五―ジメチ  
(82) | ルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含む製剤  
(略)

(83) |  
(112) |  
(113) | (略)

(114) | 二・三・三・三―テトラフルオロ―二―(トリフルオロメチ  
(115) | ル)プロパンニトリル及びこれを含む製剤  
(略)

―(二・二―ジクロロビニル)―二・二―ジメチルシクロ  
ロパンカルボキシラート○・五%以下を含む製剤  
(新設)

(80) | 二―シアノ―N―メチル―二―「三―(二・四・六―トリ  
オキソテトラヒドロピリミジン―五(二H)―イリデン)―  
二・三―ジヒドロ―H―イソインドール―イリデン」  
アセトアミド(別名ピグメントイエロー―八五)及びこれを  
含む製剤  
(110) | (略)

(111) | テトラクロル―メタジシアンベンゼン及びこれを含む  
製剤  
(新設)

(112) | 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル  
(ベンジル) (Z) )―(一R・三R)―三―(二―シアノ  
ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカル  
ボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ  
トキシメチル)ベンジル (E) )―(一R・三R)―三―(二  
―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロ  
プロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオ  
ロ―四―(メトキシメチル)ベンジル (Z) )―(一S・三  
S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジ  
メチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―  
テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル (EZ  
)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパー―エ  
ニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

三十三(116)|  
三十三(182)|  
三十七の二 (略)  
(略)

及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―トの混合物 (二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (Z) ―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (Z) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト二%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E Z) ―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジル|| (E) ―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤

三十三(113)|  
三十三(179)|  
三十七の二 (略)  
ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

三十七の三 ジエチルルスルファート及びこれを含有する製剤  
三十七の四 (略)

三十七の五〜三十七の七 (略)  
三十八〜五十五の四 (略)  
五十六 (略)

五十六の二 N・N―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤  
五十六の三 (略)

五十七〜六十七 (略)  
六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤  
六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤  
六十九 (略)  
六十九の二〜七十四の二 (略)  
七十四の三 (略)  
七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)  
七十四の六 (略)

(新設)

三十七の三 ジエチル―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジルチオホスフェイト―% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

三十七の四〜三十七の六 (略)  
三十八〜五十五の四 (略)  
五十六 ジメチルフタリイミドメチルジチオホスフェイトを含有する製剤

(新設)

五十六の二 二・二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ) 五%以下を含有する製剤  
五十七〜六十七 (略)  
六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)  
六十九 無機錫<sup>すず</sup>塩類  
六十九の二〜七十四の二 (略)  
七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

七十四の四 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十五〜七十七 (略)  
七十七の二 (略)

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

七十七の四 (略)

七十八・七十九 (略)

八十 (略)

八十の二 N・N-ビス(ニ-アミノエチル)エタン-1,2-

ジアミン及びこれを含有する製剤

八十の三 (略)

八十の四〜八十の七 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 (略)

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

九十七 (略)

九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢

酸〇・二%以下を含有するものを除く。

九十八の三〜百六 (略)

百七 (略)

七十五〜七十七 (略)

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

(新設)

七十七の三 1-1-(4-ニトロフェニル)-1,3-3-ピリジリメチル)ウレア及びこれを含有する製剤

七十八・七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 ビス(ニ-エチルヘキシル) Ⅱ水素Ⅱホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(ニ-エチルヘキシル)

Ⅱ水素Ⅱホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三〜八十の六 (略)

八十一〜九十五 (略)

九十六 硼<sup>ほう</sup>弗<sup>ふ</sup>化水素酸及びその塩類

(新設)

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三〜百六 (略)

百七 磷<sup>りん</sup>化亜鉛を含有する製剤。ただし、磷<sup>りん</sup>化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著し



百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソル  
シノール二〇%以下を含有するものを除く。  
百九 (略)  
百十 (略)  
2 (略)

くからく着味されているものを除く。  
(新設)  
百八 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エ  
チル一%以下を含有するものを除く。  
百九 (略)  
2 (略)